

社会福祉法人 長尾福祉会

給食業務委託に係る受託業者のプロポーザル入札実施要項

1. 目的

社会福祉法人の業務契約は公益性、透明性を求められるため、随意契約に代わる方式として一般競争入札の採用が望ましいと思われる。しかし、利用者の楽しみである食事は、その提供方法や味の工夫なども重要事項と考え、価格のみを比較する競争入札方式ではなく、総合的に判断できるプロポーザル方式を採用することとしたい。

2. 業務内容

(1) 委託業務名

「社会福祉法人長尾福祉会 給食業務委託」

(2) 対象施設名

① 障害者福祉サービス事業所 長尾けやきの里 (利用者定員 50名)

神奈川県川崎市宮前区神木本町2-15-6

※ 同時に障害者福祉サービス事業所 ファームランドながお (利用者定員 20名) 分の調理を行い、食缶に入れてください。(運搬はファームランドながおで行います。)

② 障害者福祉サービス事業所 しらはた (利用者定員 35名)

神奈川県川崎市宮前区白幡台1-8-1

③ 障害者福祉サービス事業所 パセオやがみ (利用者定員 30名)

神奈川県川崎市幸区矢上4-3

(3) 業務内容 上記①～③の施設における給食業務委託

(詳細については別紙給食調理業務委託仕様書による)

(4) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、契約期間満了3ヵ月前までに双方に異存なければ5年間(平成33年3月31日)を限度とし更新できることとし、契約書は、単年度ごとに締結する。

(5) 遵守する事項 医療法等及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」

3. 応募の資格

下記の条件を満たすこと。

- (1) 資本金が1,000万円以上であること。
- (2) 2015年10月現在で神奈川県内の障害者施設における給食業務委託の実績があること。
- (3) (社)日本メディカル給食協会、(社)日本集団給食協会、(社)日本給食サービス協会、(財)医療関連サービス振興会のいずれかに加盟していること。
- (4) 健康増進法に規定する集団給食施設及び特定給食施設における給食業務について、3年以上の実績を有していること。
- (5) 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準ずる自社の衛生マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務を行っていること。
- (6) 神奈川県もしくは東京都に本店または支店もしくは営業所を有し、かつ当該支店もしくは営業所において、契約の締結の権限を有する代理人をおいていること。
- (7) 最近3カ年の法人事業税、法人税及び消費税・地方消費税を完納していること。
- (8) 栄養士法に規定する栄養士の資格を有して、集団給食業務に従事した経験者、もしくは調理師法に規定する調理師の資格を有して、集団給食業務に従事した経験者を常勤で従事させること。
- (9) 製造物責任法第3条の規定に定める損害保険賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）又はその他暴力的集団の構成員や反社会的あるいは公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属する者でないこと。

4. 応募の制限

応募申込日において、下記に該当する場合は応募できません。

- (1) 会社更生法第30条1項又は2項に基づく更生手続開始の申し立てをしている者または申し立てをなされている者。
- (2) 商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

5. 提案書類 提案は、次に上げる書類をもって行うものとします。

- (1) 提案書 (様式1)
- (2) 会社概要・企業理念・経営状態の概要 (様式2)
- (3) 業務実績等 (様式3)
 - ・ 事業者の勤務実績（過去10年以内）に医療法人または社会福祉法人が運営する施設等における給食業務に関わる実績を記載すること。
- (4) 運営について (様式4)
 - ① 給食調理業務について
 - ・ 基本的な考え方及びマニュアルがあれば概略版を提出してください。

- ・施設との連携について基本的な考え方
 - ② 衛生管理体制について
 - ・ 基本的な考え方及びマニュアルがあれば概略版を提出してください。
 - ③ 調理体制の基本的な考え方
 - ④ 食材調達について
 - (5) 委託料見積書 (様式5)
 - (6) 暴力団等の関与の無い旨の誓約書及び承諾書 (様式6)
 - (7) メニュー表 (常食1ヶ月分)
- ※ 食材料費の1食あたりの平均単価を記載してください。

6. 提出方法

- (1) 提出部数は8部を持参すること。貴社名がわからないような図面や提案書にしてください。(提出書は1部にのみ正本を添付し、ほかは写しを添付すること。)
- (2) サイズは、A4縦(左ホッチキス綴じ)としてください。
ただし、図面についてはA3も可。(折り込みでA4とすること。)
- (3) 企画書は、1社につき1提案とする。

7. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出されたすべての企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出されたすべての企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

8. 質問及び回答

質問がある場合には、以下の方法にて行うこと。

- (1) 質問方法
必ず電子メールにより提出すること。
電子メールアドレス：keyakinosato@nagaof.jp
- (2) 質問受付期限
平成27年10月21日(水)午後5時まで
- (3) 質問の回答方法
送信を希望するメールアドレスに電子メールで回答する。但し、質問の内容によってはプロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。
- (4) 質問の回答日
平成27年10月22日(木)

9. 審査方法

(1) 審査基準

社会福祉法人長尾福祉会で定めた評価基準に基づき、審査委員（法人関係者）により、企画提案書等の内容について審査（第1次選考）を行い、その後試食及びプレゼンテーションを行ってもらい最優秀1社を特定する。但し、審査により次点の者を優秀者として特定する場合がある。

- ① 審査の過程で、企画提案書等の内容につき質問することがある。
- ② 委託料見積書（様式第4号）の委託料見積額が、予定価格を超える者は失格とする。

(2) 審査方法

- ① 法人で定めた評価基準に沿って、評価項目一覧表における各項目及び価格について審査を行う。
- ② 企画提案書等、試食及びプレゼンテーションの内容については、法人で定めた評価基準に沿って審査を行う。
- ③ 試食は第1次選考を通過した業者と日程調整後、その業者が受託している施設に伺って試食を行う。
- ④ プレゼンテーションは、1社につき15分間とし、その後5分程度の質疑応答を行うものとする。実施順序は当方から指定する。
- ⑤ プレゼンテーションは、提出済資料にて行うこととし、追加配付資料は認めない。また、提案者を識別できる情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。
- ⑥ プレゼンテーションの実施にあたり使用する備品等は、全て提案者で用意すること。
- ⑦ プレゼンテーションの実施時間、場所等の詳細については、後日文書にて通知する。

10. 審査の基準

- (1) 企業に対する評価点（20点）
- (2) 運営内容に対する評価点（40点）
- (3) 試食に対する評価点（20点）
- (4) コストに対する評価点（20点）

11. 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、次の通り通知する。
 - ・ 審査結果は、後日参加者全員に文書にて通知する。結果に対する異議は受け入れない。

12. 事業者選定に係る日程

- (1) 参加事業者の公募 平成27年10月13日(火)～10月23日(金)16:00
※ 10月16日(金)9:00～23日(金)16:00までの営業時間中(平日8:30～17:00)に法人本部事務局で仕様書を配布します。その際に様式9「参加意向申出書」をご持参ください。
- (2) 質問受付 平成27年10月16日(金)～平成27年10月21日(水)
- (3) 質問回答 平成27年10月23日(金)
- (4) 必要書類の提出期限 平成27年10月28日(水)
- (5) 第1次選考(書類審査) 平成27年10月29日(木)～平成27年10月30日(金)
- (6) 第1次結果通知 平成27年11月2日(月)発送
- (7) 試食会及びプレゼンテーション 平成27年11月13日(金)
- (8) 審査結果通知 平成27年11月19日(木)発送

13. 事務局

〒216-0031 神奈川県川崎市宮前区神木本町2-15-6 (長尾けやきの里)
社会福祉法人 長尾福祉会
法人本部 事務局 勝田
TEL 044-856-6811 FAX 044-856-6815

14. その他

- ・ 提案に要する費用は、すべて各提案者の負担とする。

参加意向申出書

平成 年 月 日

社会福祉法人 長尾福社会 様

住所

会社名

代表者氏名

印

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：給食業務委託に係る受託業者のプロポーザル入札

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail